

京都ノートルダム女子大学公的研究費等の取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）の教職員が公的研究費等の交付を受ける場合に、その取扱に関して適正な運営及び管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 本学は、法令、公的研究費等交付者の定め及び本学の関係諸規定を遵守し、公的研究費等の管理・監査を適切に行うものとする。

第2章 公的研究費等の運営・管理体制

(責任と権限)

第3条 公的研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び経費管理責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費等の取扱について適切な運営・管理を行うにあたって最終責任を負うものとし、学長をあてる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、機関全体の公的研究費等の実質的な運営・管理を行うものとし、事務局長をあてる。

(3) 部局責任者は、各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつものとし、各学部長・学環長・学科主任、研究科長・専攻主任及び各センター長をあてる。

(4) 経費管理責任者は、統括管理責任者の命を受け公的研究費等の運営・管理に関する事務をつかさどるものとし、管理運営部長をあてる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、部局責任者及び経費管理責任者を適切に指揮監督するものとする。

(責任体制の公表)

第4条 本学は、公的研究費等の運営・管理体制を周知させるため、その必要な事項について本学ホームページ等により公表する。

(事務の委任)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費等のうち科学研究費助成事業に係る交付申請、実績報告、成果報告等の事務手続きを研究連携推進課長に委任する。

2 最高管理責任者は、公的研究費等の交付内定（継続分を含む。）を受けた時は、その経理に関する事務を経費管理担当者として財務課長に委任する。

第3章 運営・管理のための環境整備

(ルール及び運営方法の明確化・統一化)

第6条 統括管理責任者は、研究連携推進課及び財務課をして、公的研究費等の執行のために必要なルール及び運営方法について、明確化並びに統一化を図らなければならない。

(研修会等)

第7条 統括管理責任者は、研究連携推進課及び財務課をして、教職員を対象に研修会・説明会を行い、公的研究費等の執行に関するルール及び運営方法等を周知させるものとする。

2 公的研究費等に応募しようとする教職員は、研修会・説明会等に参加しなければならない。

(関係ルールの遵守)

第8条 公的研究費等の交付を受ける教職員は、公的研究費等に関する法令及び本学のルールを遵守することを最高管理責任者に対して書面をもって誓約しなければならない。

第4章 研究費の適正な運営・管理

(経費管理担当者)

第9条 経費管理担当者は、各交付を受ける公的研究費等について、次の各号に定める事を行うものとする。

- (1) 研究者に代わり、公的研究費等の経費管理に係る諸手続を行う。
- (2) 公的研究費等の執行を適切かつ効率的に管理できるよう、会計処理システムを整備する等、事務処理の改善を行う。

(物品の検収)

第10条 設備、備品又は図書等の支出については、本学における個人研究費の取扱に準じることとし、物品の検収は研究連携推進課において、図書の検収は教育支援部図書館事務室において行うものとする。

(旅費及び謝金等)

第11条 旅費及び謝金等の支出については、本学における旅費及び個人研究費の取扱を定めた規程を準用する。

(特別な事由による支出)

第11条の2 第10条及び第11条の規定によらない特別な事由による支出については、別に定める。

(間接経費)

第12条 間接経費の取扱については、別に定める。

第5章 監査体制

(内部監査の実施体制および公的研究費等の返還ならびに懲戒)

第13条 公的研究費等の適正な使用を確保するため、毎年定期的に内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、法人本部財務部が行う。
- 3 内部監査では、公的研究費等の使用状況、納品の状況や事実関係の確認を含めた監査を行う。
- 4 公的研究費等の不正使用および不正行為が明らかになった場合には、速やかに調査を実施し、当該公的研究費等の支給団体にその結果を報告した上で、執行済みの公的研究費等の全額を返還しなければならない。
- 5 公的研究費等の不正使用等に係る懲戒については、「京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為における懲戒に関する規程」を適用する。

第6章 不正使用等の防止に関する体制

(相談受付窓口の設置)

第14条 公的研究費等の適正な運営・管理を行うための相談受付の窓口は、統括管理責任者の下に研究連携推進課に設置する。

(不正使用等の防止計画の実施)

第15条 統括管理責任者は、公的研究費等の不正使用等の防止計画を具体化するための運用ガイドラインを策定するとともに、これを教職員等に周知させるものとする。

2 統括管理責任者は、不正使用等の防止計画の実施状況を監視し、必要がある場合は関係部に改善を指示するものとする。

(不正防止計画推進部署の設置)

第16条 公的研究費等の適正な運営・管理を行うための不正防止計画推進部署は、統括管理責任者の下に設置し、総務課長、財務課長、研究連携推進課長がその任にあたる。

(通報受付窓口の設置)

第17条 公的研究費等の不正使用等に関する通報を学内外から受け付ける窓口は、統括管理責任者の下に研究連携推進課に設置する。受け付けた通報については、速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正使用等の調査)

第18条 公的研究費等の不正使用等の調査については、研究連携推進課がその任にあたる。

(不正な取引に関与した業者への取扱)

第19条 不正な取引に関与した業者が明らかになった場合には、最高管理責任者は、大学評議会に諮った上で、当該業者に対して取引停止を含む処分を行う。

第7章 補則

(事務取扱)

第20条 この規程の事務取扱は研究連携推進課が行う。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月26日改正)

この規程は平成20年11月26日から施行する。

附 則 (平成21年7月22日改正)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日改正)

この規程は平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月22日改正)

この規程は平成25年11月1日から適用する。

附 則 (平成26年1月28日改正)

この規程は平成26年1月1日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）
この規程は平成 28 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 19 日改正）
この改正は平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 16 日改正）
この改正は令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 20 日改正）
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 10 月 18 日改正）
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 11 月 15 日改正）
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 2 月 19 日改正）
この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日改正）
この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。